

別紙 1

### 「年会費細則」

当会の会員の会費を次のように定める。

正会員（当法人の目的に賛同して入会した個人ならびに法人、又はその他の団体）

個人 5,000 円

法人、又はその他の団体 1 口 20,000 円

準会員（当法人の目的に賛同して入会した文部科学省認定の大学の学部又は大学院に在学する学生、あるいは監督省庁認可の学校法人に在学する学生）

3,000 円

賛助会員（当法人の事業を賛助するため入会した法人又はその他の団体）

1 口 50,000 円

協賛会員（当法人の事業を協賛するため入会した法人又はその他の団体）

1 口 100,000 円

なお、一般社団法人の社員として議決権を有するのは正会員のみである。

以上